

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	n m s ホールディングス株式会社			コード	2162		
提出日	2025/6/16		異動（予定）日	2025/6/27			
独立役員届出書の提出理由	2025年6月27日開催予定の定期株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	中村 亨	社外取締役	○										○				有
2	大野 一郎	社外取締役	○											○	新任	有	
3	根本 豊	社外取締役	○											○		有	
4	大原 達朗	社外取締役	○											○		有	
5	鈴木 真紀	社外取締役	○											○		有	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	中村亨氏は日本クレアス税理士法人の代表社員を兼務しており、当社は日本クレアス税理士法人との間で税務相談等に係る顧問契約を締結しておりますが、金額は年間100万円であり、当社の連結売上高及び同税理士法人の売上高のいずれも1%未満と僅少であるため、十分に独立性を有していると判断しております。	中村亨氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を有するとともに、企業経営にも精通しており、これらの経験を活かし、当社の経営全般に対する助言を期待いたします。また、同氏は2024年10月に設置された特別調査委員会の副委員長を務めるなど、当社取締役会の監査機能を果たすために中心となって職務を遂行しており、引き続き当社のガバナンス機能を強化するために必要不可欠な人材であります。  なお、当社と同氏は上記に該当しますが、左記のとおり一般株主との間に利益相反関係が生じるおそれがないと独立性を十分に有していると判断しております。
2	該当事項はございません。	大野一郎氏は、長年にわたり大手企業でデバイス事業に携わるとともに、研究開発やものづくり、工場運営など幅広い分野における実績を有し、また、経営者としての経験も有しております、その豊富な実績と幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社の経営に適格な提言・助言をいただくことを期待いたします。  なお、当社と同氏との間には特別の利害関係を有さず、独立性が高いことから、一般株主との間に利益相反関係が生じるおそれがないと判断しております。
3	該当事項はございません。	根本豊氏は、海外関係会社の経営管理に携わった豊富な経験を有しており、高度な視点からの適切な監査機能を果たしていくことを期待したものです。また、同氏は、特別調査委員会による調査結果の判明後、関係者の処分や再発防止策等について検討を行い、監査等委員会の構成員として小野文明前代表取締役社長に対する損害賠償請求訴訟の提起に主体的に関与するなどの役割を果たしており、引き続き当社のガバナンス機能を強化するために必要不可欠な人材であります。  なお、当社と同氏との間には特別の利害関係を有さず、独立性が高いことから、一般株主との間に利益相反関係が生じるおそれがないと判断しております。
4	該当事項はございません。	大原達朗氏は、自ら経営する会社での経営コンサルティングや他企業への会計監査の経験を有しております、これらの経験を活かし、会計面を中心に適切な監査機能を果たしていただくことを期待したものです。また、同氏は2024年10月に設置された特別調査委員会の委員長を務めるなど、当社取締役会の監査機能を果たすために中心となって職務を遂行するとともに、関係者の処分や再発防止策等についても検討を行い、監査等委員会の構成員として小野文明前代表取締役社長に対する損害賠償請求訴訟の提起に主体的に関与するなどの役割を果たしており、引き続き当社のガバナンス機能を強化するために必要不可欠な人材であります。
5	該当事項はございません。	鈴木真紀氏は、会社経営に直接関与した経験はないものの、法律専門家である弁護士として、企業法務やコンプライアンスに関する専門的な見地・見識を有しております、これらを活かし、法律面を中心に適切な監査機能を果たしていただくことを期待したものです。また、同氏は、特別調査委員会による調査結果の判明後、関係者の処分や再発防止策等について検討を行い、監査等委員会の構成員として小野文明前代表取締役社長に対する損害賠償請求訴訟の提起に主体的に関与するなどの役割を果たしており、引き続き当社のガバナンス機能を強化するために必要不可欠な人材であります。  なお、当社と同氏との間には特別の利害関係を有さず、独立性が高いことから、一般株主との間に利益相反関係が生じるおそれがないと判断しております。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
---

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。